

# 佐野市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の概要について

## 1. 条例を制定する背景

平成23年6月22日に公布された、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号。以下「介護基盤強化法」といいます。）により、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」といいます。）の一部が改正され、次に掲げる基準を市町村条例で定めることとされました。

- ・ 指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち指定対象となる施設及びその入所定員に係る基準（法第78条の2第1項）
- ・ 指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準（法第78条の2第4項第1号）
- ・ 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準（法第115条の12第2項第1号）

## 2. 基準の定義

従うべき基準、標準、参酌すべき基準の定義は次のとおりです（「地方分権改革推進計画」（平成21年12月15日閣議決定）・「地域主権戦略大綱」（平成22年6月22日閣議決定））。

### (1) 従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

### (2) 標準

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの

### (3) 参酌すべき基準

十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

「従うべき基準」については、当該基準に反することは許されません。つまり、員数で1人以上という基準が定められている場合は、1人未満とすることは許されません。

「標準」については、一定の範囲内で標準と異なる基準を定めることができます。

「参酌すべき基準」については、参酌する行為をする必要はあります。また、基準そのものは、あくまでも参考にすぎないことから、地域の実情に応じて、規定内容を検討する必要があります。

### 3．基準の分類

条例で定めることとされた上記の3つの基準は、「従うべき基準」とされています。

### 4．条例案の策定方針

- ・指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスを合わせて、委任された事項を単独の条例で定めることとしました。
- ・従うべき基準であることから、原則として改正前の介護保険法の基準の内容を条例で規定する条文案としました。

### 5．条例の施行期日

平成25年4月1日

介護保険法の一部改正の施行日は平成24年4月1日ですが、施行日から起算して1年を超えない期間内で市町村の条例が制定施行されるまでの間は、厚生労働省令で定める基準を当該市町村の条例で定める基準とみなす経過措置が設けられていますので、本条例の施行日を平成25年4月1日とするものです。